

平成19年(ワ)第22064号 戯曲上演権確認請求事件

原告 新宿梁山泊

被告 鄭 義信

求釈明申立書 (3)

2007年12月19日

東京地方裁判所民事第40部1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

前定期日において、原告は甲9の原告組織規約に記載の原告事務所所在地が、原告発足当時と異なっている理由を明らかにするという裁判所の釈明に対し、昨日、原告代理人は、

《書証として提出した原告の規約は、被告が原告に在籍していた当時のもので》(原告準備書面(3)第1)

と説明しました。

しかし、甲9が被告が原告に在籍していた当時の原告組織規約であるということとは凡そあり得ません。

なぜなら、被告が原告に在籍していた当時(1987年の発足時から退団した1995年1月まで)に、原告事務所の所在地が甲9の原告組織規約に記載のそれであったことはなく、被告が前定期日に明らかにした通り、原告の《事務所が甲9の組織規約に書かれている中野のゴールデンマンションに移転したのは、私が原告を退団した95年から4年後の99年のことです(村松恭子氏の陳述書[乙1]2頁3行目以下参照)》(乙6被告陳述書(3)1頁下から2行目)。

被告は、原告の当事者能力をことさら争う積りはありませんが、このような明々白々な虚偽の事実を主張されることについて、異議を述べざるを得ません。あくまでも真実に則って、原告の当事者能力を主張していただきたいと思います。

以上